

- 2 本案の訴えが民事訴訟法第六条第一項に規定する特許権等に関する訴えである場合には、保全命令事件は、前項の規定にかかわらず、本案の管轄裁判所が管轄する。ただし、仮に差し押さえられるべき物又は係争物の所在地を管轄する地方裁判所が同条第一項各号に定める裁判所であるときは、その裁判所もこれを管轄する。

3 本案の管轄裁判所は、第一審裁判所とする。ただし、本案が控訴審に係属するときは、控訴裁判所とする。

4 仮に差し押さえるべき物又は係争物が債権（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第一百四十三条に規定する債権をいう。以下この条において同じ。）であるときは、その債権は、その債権の債務者（以下「第三債務者」という。）の普通裁判籍の所在地にあるものとする。ただし、船舶（同法第一百一一条に規定する船舶をいう。以下同じ。）又は動産（同法第一百二十二条に規定する動産をいう。以下同じ。）の引渡しを目的とする債権及び物上の担保権により担保される債権は、その物の所在地にあるものとする。

5 前項本文の規定は、仮に差し押さえるべき物又は係争物が民事執行法第一百六十七条第一項に規定する財産権（以下「その他の財産権」という。）で第三債務者又はこれに準ずる者があるものである場合（次項に規定する場合を除く。）について準用する。

6 仮に差し押さえるべき物又は係争物がその他の財産権で権利の移転について登記又は登録を要するものであるときは、その財産権は、その登記又は登録の地にあるものとする。
(申立て及び聴取)

第十三条 保全命令の申立ては、その趣旨並びに保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性を明らかにして、これをしなければならない。

2 保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性は、疎明しなければならない。
(保全命令の担保)

第十四条 保全命令は、担保を立てさせて、若しくは相當と認める一定の期間内に担保を立てることを保全執行の実施の条件として、又は担保を立てさせないで発することができる。

2 前項の担保を立てる場合において、遲滞なく第四条第一項の供託所に供託することが困難な事由があるときは、裁判所の許可を得て、債権者の住所地又は事務所の所在地その他裁判所が

相当と認める地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に供託することができる。
(裁判所の管轄区域)

第十五條 保全

命令は急遽の事情があるときは
が発することができる。

第三款 仮处分命令

2 前項の金銭の供託は、仮差押命令を発した裁判所又は保全執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならない。

行前に債務者を特定することを困難とする特別の事情があるときは、裁判所は、債務者を特定しないで、これを発することができる。

- | |
|---|
| <p>第十五条 保全命令は、急迫の事情があるときに相当と認める地を管轄する地方裁判所の管轄区（裁判長の権限）に供託することができる。</p> |
| <p>第十六条 保全命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。（送達）</p> |
| <p>第十七条 保全命令は、当事者に送達しなければならない。（保全命令の申立ての取下げ）</p> |
| <p>第十八条 保全命令の申立てを取り下げるには、保全異議又は保全取消しの申立てがあつた後においても、債務者の同意を得ることを要しない。（却下の裁判に対する即時抗告）</p> |
| <p>第十九条 保全命令の申立てを却下する裁判に対しては、債権者は、告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。</p> |
| <p>第二款 仮差押命令
(仮差押命令の必要性)</p> |
| <p>第二十条 仮差押命令は、金銭の支払を目的とする債権について、強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき、又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発生することができる。</p> |
| <p>二 仮差押命令は、前項の債権が条件付又は期限付である場合においても、これを発することができる。（仮差押命令の対象）</p> |
| <p>第二十一条 仮差押命令は、特定の物について発しなければならない。ただし、動産の仮差押命令は、目的物を特定しないで発することができます。（仮差押命令の対象）</p> |
| <p>第二十二条 仮差押命令においては、仮差押えの執行の停止を得るために債務者が供託すべき金銭の額を定めなければならない。</p> |
| <p>（仮差押命令の対象）</p> |
| <p>第三款 仮処分命令（仮処分命令の必要性等）</p> |
| <p>第二十三条 係争物に関する仮処分命令は、その現状の変更により、債権者が権利を実行することができなくなるおそれがあるとき、又は権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができる。</p> |
| <p>二 仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができる。</p> |
| <p>三 第二十条第二項の規定は、仮処分命令について準用する。</p> |
| <p>四 第二項の仮処分命令は、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより仮処分命令の申立ての目的を達することができない場合は、この限りでない。</p> |
| <p>（仮処分の方法）</p> |
| <p>第二十四条 裁判所は、仮処分命令の申立ての目的を達するため、債務者に対し一定の行為を命じ、若しくは禁止し、若しくは給付を命じ、又は保管人に目的物を保管させる处分その他の必要な処分をすることができる。（仮処分解放金）</p> |
| <p>第二十五条 裁判所は、保全すべき権利が金銭の支払を受けることをもつてその行使の目的を達することができるものであるときに限り、債務者の意見を聴いて、仮処分の執行の停止を得るため、又は既にした仮処分の執行の取消しを得るために債務者が供託すべき金銭の額を仮処分命令において定めることができる。</p> |
| <p>二 第二十二条第二項の規定は、前項の金銭の供託について準用する。</p> |
| <p>（債務者を特定しないで発する占有移転禁止の仮処分命令）</p> |
| <p>第二十五条の二 占有移転禁止の仮処分命令（仮物の引渡し又は明渡しの請求権を保全するための仮処分命令のうち、次に掲げる事項を内包するとするものをいう。以下この条、第五十四条の二及び第六十二条において同じ。）であって、係争物が不動産であるものについては、その動</p> |

行前に債務者を特定することを困難とする特別の事情があるときは、裁判所は、債務者を特定しないで、これを発することができる。

一 債務者に対し、係争物の占有の移転を禁止し、及び係争物の占有を解いて執行官に引き渡すべきことを命ずること。

二 執行官に、係争物の保管をさせ、かつ、債務者が係争物の占有の移転を禁止されている旨及び執行官が係争物を保管している旨を公示させること。

前項の規定による占有移転禁止の仮処分命令の執行がされたときは、当該執行によつて係争物である不動産の占有を解かれた者が、債務者となる。

第一項の規定による占有移転禁止の仮処分命令は、第四十三条第二項の期間内にその執行がされなかつたときは、債務者に對して送達することを要しない。この場合において、第四条第一項において準用する民事訴訟法第七十九条第三項の規定による担保の取消しの決定で第十四条第一項の規定により立てさせた担保に係るものは、裁判所が相当と認める方法で申立人に告知することによって、その効力を生ずる。

第三節 保全異議

(保全異議の申立て)

第二十六条 保全命令に対しでは、債務者は、その命令を発した裁判所に保全異議を申し立てることができる。

(保全執行の停止の裁判等)

第二十七条 保全異議の申立てがあつた場合において、保全命令の取消しの原因となることが明らかな事情及び保全執行により償うことができるない損害を生ずるおそれがあることにつき陳述明があり、保全異議の申立てについての決定において第三項の規定による裁判をするまでの間、担保を立てさせて、又は担保を立てる条件ととして保全執行の停止又は既にした執行処分の取消しを命ずることができる。

抗告裁判所は、保全異議の申立てについての決定において、既にした第一項の規定による裁判を取り消し、変更し、又は認可しなければならないい。

4 第一項及び前項の規定による裁判に對しては、不服を申し立てることができない。

5 第十五条の規定は、第一項の規定による裁判について準用する。
（事件の移送）

第二十八条 裁判所は、当事者尋問を受けるべき証人及び審尋を受けるべき参考人の住所その他事情を考慮して、保全異議事件につき著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るために必要があるときは、申立てにより又は職権で、当該保全命令事件につき管轄権を有する他の裁判所に事件を移送することができる。

（保全異議の審理）
第二十九条 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、保全異議の申立てについての決定をすることができない。

第三十条 削除
（審理の終結）

第三十一条 裁判所は、審理を終結するには、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を決定しなければならない。ただし、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができる。

（保全異議の申立てについての決定）
第三十二条 裁判所は、保全異議の申立てについての決定においては、保全命令を認可し、変更し、又は取り消さなければならない。

2 裁判所は、前項の決定において、相当と認められる一定の期間内に債権者が担保を立てることが第十四条第一項の規定による担保の額を増加した上、相当と認める一定の期間内に債権者がその増加額につき担保を立てることを保全執行の実施又は続行の条件とする旨を定めることができる。

3 裁判所は、第一項の規定による保全命令を取り消す決定について、債務者が担保を立てることが条件となることができる。
4 第十六条本文及び第十七条の規定は、第一項の決定について準用する。
（原状回復の裁判）

第三十三条 仮処分命令に基づき、債権者が物の引渡し若しくは明渡し若しくは金銭の支払を受け、又は物の使用若しくは保管をしているときは、裁判所は、債務者の申立てにより、前条第一項の規定により仮処分命令を取り消す決定により准用する。

おいて、債権者に対し、債務者が引き渡し、若しくは明渡した物の返還、債務者が支払った金銭の返還又は債権者が使用若しくは保管をしている物の返還を命ずることができる。

（保全命令を取り消す決定の効力）

第三十四条 裁判所は、第三十二条第一項の規定により保全命令を取り消す決定において、その送達を受けた日から二週間を超えない範囲内で相当と認める一定の期間を経過しなければその決定の効力が生じない旨を宣言することができる。ただし、その決定に對して保全抗告をすることができないときは、この限りでない。

（保全異議の申立ての取下げ）
第三十五条 保全異議の申立てを取り下げるには、債権者の同意を得ることを要しない。

（判事補の権限の特例）
第三十六条 保全異議の申立てについての裁判は、判事補が単独ですることができない。

第四節 保全取消し
（本案の訴えの不提起等による保全取消し）

第三十七条 保全命令を発した裁判所は、債務者の申立てにより、債権者に對し、相当と認める一定の期間内に、本案の訴えを提起するとともにその提起を証する書面又は電磁的記録を提出し、既に本案の訴えを提起しているときはその係属を証する書面又は電磁的記録を提出すべきことを命じなければならない。

2 前項の期間は、二週間以上でなければならない。

3 債権者が第一項の規定により定められた期間内に同項の書面又は電磁的記録を提出しなかつたときは、裁判所は、債務者の申立てにより、保全命令を取り消さなければならない。

4 第一項の書面又は電磁的記録が提出された後に、同項の本案の訴えが取り下げられ、又は却下された場合には、その書面又は電磁的記録を提出しなかつたものとみなされた後にその訴えが取り下げられ、又は却下された場合について準用する。

5 第十六条本文及び第十七条の規定は、第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定による決定について準用する。

（事情の変更による保全取消し）
第三十八条 保全すべき権利若しくは権利関係又は保全の必要性の消滅その他の事情の変更があるときは、保全命令を発した裁判所又は本案の裁判所は、債務者の申立てにより、保全命令を取り消すことができる。

2 前項の事情の変更は、疎明しなければならない。

3 第十六条本文、第十七条並びに第三十二条第二項及び第三項の規定は、第一項の申立てについての決定について準用する。

（特別の事情による保全取消し）
第三十九条 仮処分命令により償うことができる損害を生ずるおそれがあるときその他の特別の事情があるときは、仮処分命令を発した裁判所又は本案の裁判所は、債務者の申立てにより、担保を立てることを条件として仮処分命令を取り消すことができる。

害についての損害賠償の請求に関する事件であるときは同法第四十二条の十二第一項に規定する損害賠償の責任に關する裁定（次項において「責任裁定」という。）の申請を本案の訴えの提起とみなす。

第三十四条 前項の調停の事件、同項の労働審判手続、同項の仲裁手続又は同項の責任裁定の手續が調停の成立、労働審判（労働審判法第二十九条第二項において準用する民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十六条第一項の規定による調停の成立及び労働審判法第二十四条第一項の規定による労働審判事件の終了を含む。）、仲裁判断又は責任裁定（公害紛争処理法第四十二条の二十四第二項の当事者間の合意の成立を含む。）によらないで終了したときは、債権者は、その終了の日から第一項の規定により定められた期間と同一の期間内に本案の訴えを提起しなければならない。

（保全異議の規定の準用等）
第三十五条 前項において準用する第二十七条第一項の規定による裁判は、保全取消しの申立てが保全命令を発した裁判所以外の本案の裁判所にされた場合において、事件の記録が保全命令を発した裁判所に存するときは、その裁判所も、これを裁判については、この限りでない。

2 前項において準用する第二十七条第一項の規定による裁判は、保全取消しの申立てが保全命令を発した裁判所にされた場合において、事件の記録が保全命令を発した裁判所に存するときは、その裁判所も、これを裁判について準用する。

（保全抗告）
第三十六条 前項において準用する第二十七条第一項の規定による裁判は、保全抗告を受ける場合には、原裁判所は、保全抗告を受けた場合には、保全抗告の理由の有無につき判断しないで、事件を抗告裁判所に送付しなければならない。

2 原裁判所は、保全抗告を受けた場合には、保全抗告の理由の有無につき判断しないで、事件を抗告裁判所に送付しなければならない。

3 保全抗告についての裁判に對しては、更に抗告をすることができない。

4 第十六条本文、第十七条並びに第三十二条第二項及び第三項の規定は保全抗告についての決定について、第二十七条第一項、第四項及び第五項、第二十九条、第三十一条並びに第三十三条の規定は保全抗告に關する裁判について、民事訴訟法第三百四十九条の規定は保全抗告をすることができる裁判が確定した場合について準用する。

5 前項において準用する第二十七条第一項の規定による裁判は、事件の記録が原裁判所に存するときは、その裁判所も、これをすることができる。

（保全命令を取り消す決定の停止の裁判）
第四十二条 保全命令を取り消す決定に對して保全抗告があつた場合において、原決定の取消し

2 前項の特別の事情は、疎明しなければならない。

3 第十六条本文及び第十七条の規定は、第一項の申立てについての決定について準用する。

（保全異議の規定の準用等）
第三十四条 第二十七条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十三条から第三十六条までの規定は、保全取消しに關する裁判について準用する。ただし、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条、第三十三条、第三十四条及び第三十六条の規定は、第三十七条规定による裁判については、この限りでない。

（保全抗告）
第三十五条 第二十七条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十三条から第三十六条までの規定は、保全抗告に關する裁判について準用する。ただし、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条、第三十三条、第三十四条及び第三十六条の規定は、第三十七条规定による裁判については、この限りでない。

（保全抗告）
第三十六条 第二十七条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十三条から第三十六条までの規定は、保全抗告に關する裁判について準用する。ただし、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条、第三十三条、第三十四条及び第三十六条の規定は、第三十七条规定による裁判については、この限りでない。

（保全抗告）
第三十七条 第二十七条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十三条から第三十六条までの規定は、保全抗告に關する裁判について準用する。ただし、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条、第三十三条、第三十四条及び第三十六条の規定は、第三十七条规定による裁判については、この限りでない。

（保全抗告）
第三十八条 第二十七条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十三条から第三十六条までの規定は、保全抗告に關する裁判について準用する。ただし、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条、第三十三条、第三十四条及び第三十六条の規定は、第三十七条规定による裁判については、この限りでない。

（保全抗告）
第三十九条 第二十七条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十三条から第三十六条までの規定は、保全抗告に關する裁判について準用する。ただし、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条、第三十三条、第三十四条及び第三十六条の規定は、第三十七条规定による裁判については、この限りでない。

（保全抗告）
第四十条 第二十七条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十三条から第三十六条までの規定は、保全抗告に關する裁判について準用する。ただし、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条、第三十三条、第三十四条及び第三十六条の規定は、第三十七条规定による裁判については、この限りでない。

（保全抗告）
第四十一条 第二十七条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十三条から第三十六条までの規定は、保全抗告に關する裁判について準用する。ただし、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条、第三十三条、第三十四条及び第三十六条の規定は、第三十七条规定による裁判については、この限りでない。

（保全抗告）
第四十二条 第二十七条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十三条から第三十六条までの規定は、保全抗告に關する裁判について準用する。ただし、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条、第三十三条、第三十四条及び第三十六条の規定は、第三十七条规定による裁判については、この限りでない。

（保全抗告）
第四十三条 第二十七条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十三条から第三十六条までの規定は、保全抗告に關する裁判について準用する。ただし、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条、第三十三条、第三十四条及び第三十六条の規定は、第三十七条规定による裁判については、この限りでない。

（保全抗告）
第四十四条 第二十七条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十三条から第三十六条までの規定は、保全抗告に關する裁判について準用する。ただし、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条、第三十三条、第三十四条及び第三十六条の規定は、第三十七条规定による裁判については、この限りでない。

（保全抗告）
第四十五条 第二十七条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十三条から第三十六条までの規定は、保全抗告に關する裁判について準用する。ただし、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条、第三十三条、第三十四条及び第三十六条の規定は、第三十七条规定による裁判については、この限りでない。

（保全抗告）
第四十六条 第二十七条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十三条から第三十六条までの規定は、保全抗告に關する裁判について準用する。ただし、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条、第三十三条、第三十四条及び第三十六条の規定は、第三十七条规定による裁判については、この限りでない。

2 3 2

不完全執行は、債権者に対する保全命令が送達された日のから二週間を経過したときは、これを送達してはならない。

保全執行は、債権者が前項の規定による保全命令が送達される前であっても、これをすることができる。

(追加担保を提供しないことによる保全執行の取消し)

第四十四条 第三十二条第二項（第三十八条第三項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により担保を立てるごとを保全執行の続行の条件とする旨の裁判があつたときは、債権者は、第三十二条第二項の規定により定められた期間内に担保を立てたことを証する書面又は電磁的記録をその期間の末日から一週間以内に保全執行裁判所又は執行官に提出しなければならない。

債権者が前項の規定による書面又は電磁的記録の提出をしない場合において、債務者が同項の裁判の正本又は記録事項証明書を提出したときは、保全執行裁判所又は執行官は、既にした執行処分を取り消さなければならない。

第三章 保全執行に関する手続 第一節 総則

第一節 總則

第十五条、第二十七条第四項及び前条第五項の規定は、前項の規定による裁判について準用する。

の原因となることが明らかな事情及びその命令の取消しにより償うことができない損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があつたとき限り、抗告裁判所は、申立てにより、保全抗告についての裁判をするまでの間、担保を立てさせて、又は担保を立てる条件として保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ぜることができる。

4 強制管理の方法による仮差押えの執行においては、管理人は、次項において準用する民事執行法第一百七条第一項の規定により計算した配当等に充てるべき金銭を供託し、その事情を保全執行裁判所に届け出なければならない。

民事執行法第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条第二項、第五十三条及び第五十四条の規定は仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行について、同法第四十四条、第四十六条第一項、第四十七条第二項、第六項本文及び第七項、第四十八条、第五十三条、第五十四条、第九十三条から第九十三条の三まで、第九十四条から第一百四条まで、第一百六条並びに第一百七条第一項の規定は強制管理の方法による仮差押えの執行について準用する。

第四十七条 民事執行法第四十三条第一項に規定する不動産（同条第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。）に対する仮差押えの執行は、仮差押えの登記をする方法又は強制管理の方で行う。これらの方法は、併用す

第二項、第三十二項から第三十六項から第三十八項第一号から第四号の二号並びに第四項、第四十規定は、保全執行について

第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第六条、第十八条、第十八条の二、第十九条の二から第十九条の六まで、第二十三条第一項、第二十六条、第二十七条第二項、第二十八条、第三十条第二項、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条から第三十八条まで、第三十九条第一項第一号から第四号の二まで、第六号及び第七号並びに第四項、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

3 民事執行法第四十一条第二項の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合について準用する。
(第三者異議の訴えの管轄裁判所の特例)
第四十五条 高等裁判所が保全執行裁判所としてした保全執行に対する第三者異議の訴えは、仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。
(民事執行法の準用)

第五十条 民事執行法第百四十三条に規定する債権に対する仮差押えの執行は、保全執行裁判所が第三債務者に対し債務者への弁済を禁止する命令を発する方法により行う。

額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、民事執行法の規定による動産執行の売却の手続によりこれを売却し、その売得金を供託しなければならない。

民事執行法第百二十三条から第一百二十九条まで、第百三十一一条、第百三十二条及び第百三十六の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

(債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行)

第三百四十九条 動産に対する仮差押えの執行は、執行官が目的物を占有する方法により行う。

3 保全執行裁判所として管轄する。
前条第三項並びに民事執行法第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条第二項、第五十三条及び第五十四条の規定は仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行について、同法第四十五条第三項、第四十七条第一項、第五十三条、第一百六十二条及び第一百八十八条の規定は船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行について準用する。

(船舶に対する仮差押えの執行)
第四十八条 船舶に対する仮差押えの執行は、仮差押えの登記をする方法又は執行官に対し船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書（以下この条において「船舶国籍証書等」という。）を取り上げて保全執行裁判所に提出すべきことを命ずる方法により行う。これらの方法は、併用することができる。

不動産に関する所有権以外の権利の保有、設定又は変更についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行は、前項の処分禁止の登記とともに、仮処分による仮登記（以下

2 行の例による。
物の給付その他の作為又は不作為を命ずる仮
処分の執行については、仮処分命令を債務名義
とみなす。
(不動産の登記請求権を保全するための処分禁
止の仮処分の執行)
第五十三条 不動産に関する権利についての登記
(仮登記を除く。) を請求する権利(以下「登記
請求権」という。)を保全するための処分禁止
の仮処分の執行は、処分禁止の登記をする方法
により行う。
不動産に関する所有權以外の権利の保全、支

2 前項の規定による決定は、第四十六条において準用する民事執行法第十二条第二項の規定にかかわらず、即時にその効力を生ずる。

(仮処分の執行)

第三節 仮処分の執行

で、第一百四十六条から第一百五十三条まで、第五十六条（第三項を除く。）、第一百六十四条第五項及び第六項並びに第一百六十七条の規定は、第一項の債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。
（仮差押解放金の供託による仮差押えの執行の取消し）

5	4	3	2
民事執行法第百四十五条第二項から第六項ま たは、第三債務者が仮差押えの執行がされた金銭の 支払を目的とする債権の額に相当する金銭を供 託した場合には、債務者が第二十二条第一項の 規定により定められた金額の額に相当する金銭 を供託したものとみなす。ただし、その金額の 額を超える部分については、この限りでない。 第一項及び第二項の規定は、その他の財産権 に対する仮差押えの執行について準用する。	前項の仮差押えの執行については、仮差押命 令を発した裁判所が、保全執行裁判所として管 轄する。	前項の仮差押えの執行については、仮差押命 令を発した裁判所が、保全執行裁判所として管 轄する。	前項の仮差押えの執行については、仮差押命 令を発した裁判所が、保全執行裁判所として管 轄する。

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 <small>(特許権等に関する訴え及び意匠権等に関する訴えによる訴訟の管轄等に関する経過措置)</small></p> <p>第三条 4 この法律の施行前にした申立てに係る保全命令事件であつて本案の訴えが特許権等に関する訴えであるものの管轄については、な お従前の例による。</p>
<p>附 則 (平成一五年八月一日法律第一三 (四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一五年八月一日法律第一三 (八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一五年八月一日法律第一三 (八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。</p>

<p>附 則 (平成一六年五月一二日法律第四 (五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一六年六月九日法律第八八 (六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行期日」という。)から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年六月九日法律第八八 (六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行期日」という。)から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年六月九日法律第八八 (六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行期日」という。)から施行する。</p>

<p>附 則 (平成一六年六月九日法律第八八 (七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年六月九日法律第八八 (七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年六月九日法律第八八 (七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一七年七月二六日法律第八九 (一〇二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一七年七月二六日法律第八九 (一〇二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一七年七月二六日法律第八九 (一〇二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。</p>

<p>附 則 (平成一七年七月二六日法律第八九 (一〇二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行期日」とい う。)から施行する。</p> <p>附 則 (平成一七年七月二六日法律第八九 (一〇二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措定する規定については、当該規定は、当該各号において同じ。の施行前にした行為並びに</p> <p>第二十条 (政令への委任)</p> <p>第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p>第三 略</p> <p>四 第二条中民事訴訟法第八十七條の次に一条を加える改正規定及び第八条の規定並びに附則第四条第四十九条第六十五条第七十条第七十八条及び第八十三条の規定附則</p>

第八十七条中犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第四十四条の改正規定（「第八十七条」の下に「、第八十七条の二」を加える部分に限る。）附則第八十八条、第九十三条、第九十六条及び第一百三十三条の規定並びに附則第一百八十八条中消費者の財産的被害等の集團的な回復のための民事裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第五十三条の改正規定（「第八十七条」の下に「、第八十七条の二」を加える部分に限る。）公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定め

定、同条第四項の改正規定、同法第百八十三条第三項の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十一條第四項の改正規定を除く）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の

に見出しを付し、同法附則に十二条を加える改正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九条の次に「一条を加えうる改正規定、第一百十条中民事保全法第四十六条の改正規定（第十八条）の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る。）、第一百三十条中会員融機関等の更生手続の特例等に関する法律第十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改正規定、第一百四十五条中民事再生法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百五十五条の第三項の改正規定（民事執行法（昭和十五年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）、第一百六十一条第一項の規定、第二

の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の時
産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判
手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定
(一、第八十七条の二を削る部分に限る。)
民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の口

第一百二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第一百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年六月一四日法律第五三

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 定 公布の日

定、同法第百六十七条の十一第七項の改正規定（第九十二条第一項）の下に「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る。）、同法第一百四十九条の次に二条を加える改正規定、同法第二百条第一項の改正規定及び同法附則に六条を加える改正規定、第三十五条及び第四十条の規定、第四十七条中鉄道抵当法第五十九条に二項を加える改正規定、第六十三条中民事調停法の目次の改正規定、同法第二十七条に一項を加える改正規定及び同法第二章に一節を加える改正規定、第六十七条中企業担保法第十七条第二項の改正規定（第十八条の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る。）及び同法第五十五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律附則を同法附則第一条とし、同条